



株主総会について。



「株主総会というのは、企業の所有者である株主によって構成され、株主の議決によって、会社の基本的な重要事項に関して会社の意思を決定する必要的機関よね」



「そう。株主総会は、企業の所有者からなる機関で、取締役もその決定に拘束されるという意味で会社の最高機関なわけだ。昭和25年改正法の前は強行法規あるいは公序良俗に反しない限り如何なる事項でも決議できるとされていたわけで、文字通り最高機関だった」



「それを基本的な事項に留めて、業務執行の決定権限を取締役に委ね、業務執行そのものは代表取締役が行うという体制にしたわけね」



「今では商法または定款に定める事項に限って決議できる(230条ノ10)とするなど権限が大幅に縮小されている」



「でも、定款変更、資本減少、解散、合併、営業譲渡などの基本的な変更事項や取締役・監査役などの重要な機関の選任・解任に関する事項などは、」



「未だ株主総会の決定事項となっているから最高機関性は失われてはいないといえるね」



株主総会における取締役の説明義務。

HOME